

熊 谷 支 部
例 会 研 修

平成31年度税制改正

(第1分冊)

埼玉県税理士講師団

関東信越税理士会本庄支部

講 師 松 本 純 一

〈財務省資料より〉

目次 > 平成 31 年度税制改正

1

個人所得課税

住宅ローン控除の拡充

(参考) 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

(参考) ふるさと納税制度の見直し

(参考) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

2

資産課税

(1) 個人事業者の事業承継税制の創設

(2) 事業用の小規模宅地特例の見直し

(3) 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

(4) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

3

法人課税

(1) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

(2) 中堅・中小企業による設備投資等の支援

(参考) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

4

消費課税

- (1) 車体課税等の見直し
- (2) 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し（臨時販売場制度の創設）

5

国際課税

BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを踏まえた対応

6

納税環境整備

- (1) 金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除の見直し
- (2) 経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備（情報照会手続の整備）
- (3) 電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の見直し

参考 平成31年度の税制改正（内国税関係）による増減収見込額

1

個人所得課税

住宅ローン控除の拡充

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅に関する税制上の支援策を講じます。
※平成31年(2019年)10月1日から平成32年(2020年)12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用します。

- 消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長（改正前：10年間⇒改正後：13年間）します。
- 11年目以降の3年間については、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定します。

具体的には、各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除します。

- ① 建物購入価格の2/3%
- ② 住宅ローン年末残高の1%

⇒3年間で消費税増税分にあたる「建物購入価格の2%（2/3%×3年）」の範囲で減税を行います。

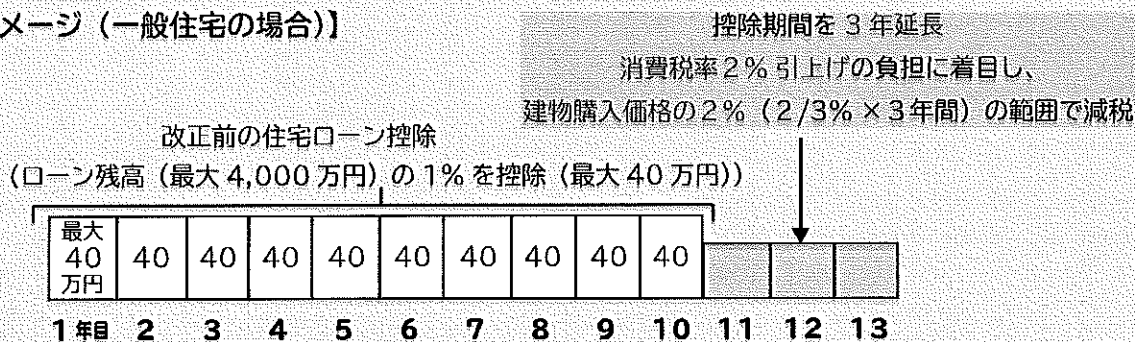
ただし、ローン残高が少ない場合は、これまでどおり住宅ローン年末残高に応じて減税します。

（注1）建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は一般住宅の場合4,000万円、認定住宅の場合5,000万円（改正前の制度と同水準）。

（注2）入居11～13年目についても、所得税額から控除しきれない額は、改正前の制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円））の範囲で個人住民税額から控除。なお、個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

（注3）入居1～10年目は改正前の制度と同様の税額控除。

【拡充のイメージ（一般住宅の場合）】



（注）認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高（最大5,000万円）の1%を控除（最大50万円）。

(参考) 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

・森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（平成 36 年度（2024 年度）から年額 1,000 円）及び森林環境譲与税（平成 31 年度（2019 年度）から譲与）を創設します。

(参考) ふるさと納税制度の見直し

・過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行います。

(参考) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

・子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講じます（平成 33 年度（2021 年度）分の個人住民税から適用）。

財務省ホームページのご紹介

財務省ホームページの税のページでは、税制改正の内容のご紹介のほか、税に関するメールマガジンの配信サービスや、税財政を楽しく学習するキッズコーナーなども掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.mof.go.jp>



2

資産課税

(1) 個人事業者の事業承継税制の創設

新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設します。(現行の事業用の小規模宅地特例との選択適用)

※平成31年1月1日から平成40年(2028年)12月31日までの相続又は贈与について適用します。(平成36年(2024年)3月31日までの間に承継計画を都道府県に提出した場合に限ります。)

【制度の概要】

●事業用の宅地、建物、その他一定の減価償却資産※について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予します。

※建物以外の減価償却資産は、固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているもの等

- ・事業用宅地の面積上限(400㎡)と事業用建物の床面積上限(800㎡)を設定
- ・法人の事業承継税制と同様、担保を提供し、猶予取消しの場合は猶予税額及び利子税を納付

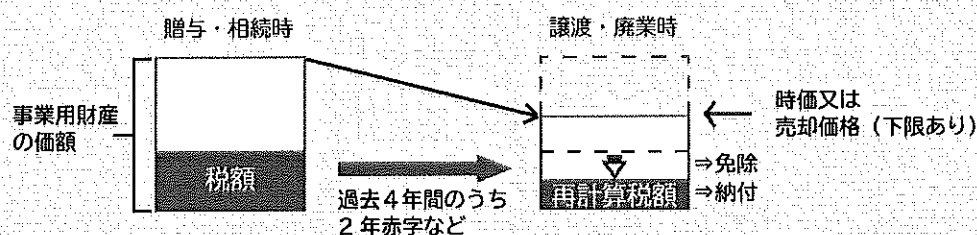
●相続時・生前贈与時いずれにも適用可能とします。

●事業等の継続要件

- ・相続税の申告期限後、終身の事業・資産保有の継続要件を設けます。
- ・個人事業者の特性も考慮した緩和措置を設けます。

※ 後継者の死亡・一定の重度障害、一定の災害の場合は猶予税額を免除

※ 経営環境変化や心身の故障等により適用対象資産を譲渡又は廃業する場合、その時点の資産価額で猶予税額を再計算し、差額免除



※貸付事業(アパート、駐車場等)は、本措置の対象外とします。この他、法人の事業承継税制における資産管理会社要件を踏まえた要件設定等、所要の措置を講じます。

(2) 事業用の小規模宅地特例の見直し

相続前3年以内に事業の用に供された宅地については、本特例の対象から除外します。ただし、当該宅地に該当する場合であっても、当該宅地の上で事業の用に供されている償却資産の価額が、当該宅地の相続時の価額の15%以上であれば、本特例の適用対象とします。

(3) 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

受贈者の所得要件設定や使途の見直し等を行う一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限を2年延長します。

●受贈者の所得要件について

贈与があった年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用できないこととします。

●教育資金の範囲について

23歳以上の者の教育資金の範囲について、

- ① 学校等に支払われる費用
- ② 学校等に関連する費用（留学渡航費等）
- ③ 学校等以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるものに限定することとします。

●残高に対する贈与税の課税について

30歳到達時において、現に①学校等に在学し又は②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても、贈与税を課税しないこととします。その後、①又は②に該当する期間がなかった年の年末に、その時点の残高に対して贈与税を課税することとします。（ただし、それ以前に40歳に達した場合には、その時点の残高に対して贈与税を課税することとします。）

●贈与者死亡時の残高について

贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することとします。

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(4) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

贈与があった年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用できないこととした上で、適用期限を2年延長します。

3

法人課税

(1) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

研究開発の質を向上させ、積極的な開発投資を促す観点から、メリハリをつけた見直しを行います。

① オープンイノベーション型の対象範囲の追加等

- 質の高い研究開発を一層促進する観点から、オープンイノベーション型の対象となる試験研究費の範囲を拡充するとともに、控除上限を10%に引き上げます。
- 研究開発型ベンチャーとの連携による研究開発力強化の観点から、研究開発型ベンチャーとの共同研究・委託研究の税額控除率を25%とします。

《改正前》		
共同研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	その他（民間企業等）	20%
	技術研究組合	
委託研究	特別試験研究機関等	30%
	大学等	
	中小企業者	20%
	公益法人等	
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究		20%

控除上限：法人税額の5%（総額型と別枠）

《改正後》		
共同研究	特別研究機関等	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー	25%
	その他（民間企業等）	20%
	技術研究組合	
委託研究	特別試験研究機関等	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー	25%
	中小企業者	20%
	公益法人等 その他（民間企業等）	
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

控除上限：法人税額の10%（総額型と別枠）

- 大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化します。

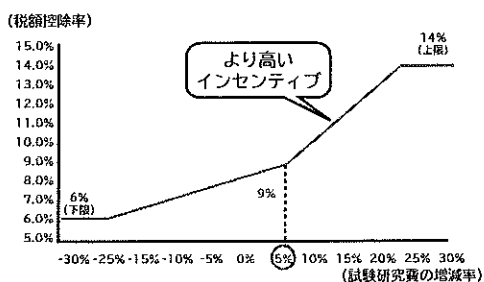
② 総額型の見直し

- 十分な収益が発生していない中でも果敢な研究開発投資を行う一定のベンチャー企業について、税額控除のメリットを十分に享受できるよう、控除上限を40%に引き上げます。
- 研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率を見直します。

《改正前》

【控除上限】法人税額の25%を限度

【控除率】増減率5%を境に、より高いインセンティブが効く仕組み

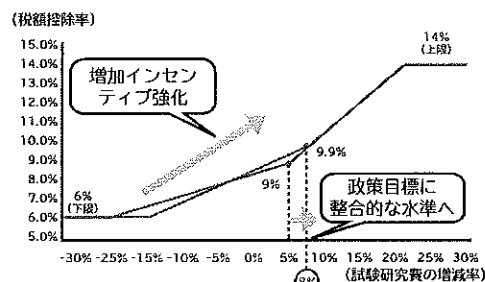


《改正後》

【控除上限】法人税額の25%（研究開発を行うベンチャー企業は40%）を限度

※対象となるベンチャー企業
設立後10年以内で翌期繰越欠損金を有することになる法人
（大法人の子会社等を除く。）

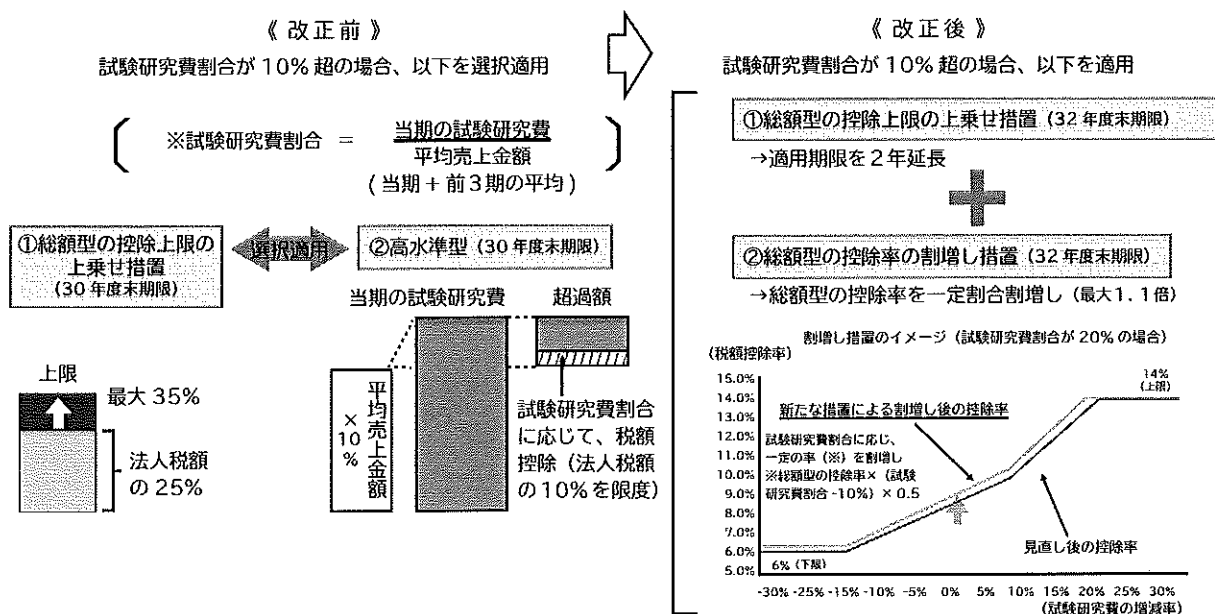
【控除率】メリハリをつけつつ、より増加インセンティブが効くよう控除率を見直し



※中小企業技術基盤強化税制についても、同様の見直し。

③試験研究費の割合が高い企業への新たな特例措置

- 高水準型について、売上に比して高い水準の研究開発を行っている企業に対する増加インセンティブにも配慮しつつ、制度の簡素化の観点も踏まえ、「試験研究費割合が10%超の場合の総額型の控除上限の上乗せ特例」と統合し、控除率を一定程度割増しする措置を加えた新たな特例に改組します。



(2) 中堅・中小企業による設備投資等の支援

①中小企業者等の法人税率の特例及び中小企業投資促進税制等の延長等

- 租税特別措置法による軽減税率（税率 15%）の適用期限を 2 年延長します。
- 中小企業経営強化税制の対象資産を明確化の上、適用期限を 2 年延長します。中小企業投資促進税制の適用期限を 2 年延長します。
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制については、中小企業の戦略的な投資をしっかりと収益力向上に結び付けていくため、以下の要件を追加した上で、適用期限を 2 年延長します。

【追加要件】 投資を含む経営改善により、「売上高又は営業利益が 1 年間で 2 % 以上向上すること」との認定経営革新等支援機関等の確認を受けたもの

【租税特別措置法による軽減税率】

中小企業者等の所得金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の税率を 15%（本則：19%）とする制度。

【中小企業経営強化税制】

中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に即時償却又は 7% の税額控除ができる制度。

【中小企業投資促進税制】

中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に 30% の特別償却又は 7% の税額控除ができる制度。

【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者等が、経営改善のために店舗改修などの設備投資を行った場合に 30% の特別償却又は 7% の税額控除ができる制度。

②地域未来投資促進税制の見直し

- 地域経済を牽引する事業について集中的に支援する観点から、特に高い付加価値を創出し、地域経済への高い波及効果が期待される取組について主務大臣の確認を受けた場合について、機械装置等の特別償却率を 50%（改正前 40%）に、税額控除率を 5%（改正前 4%）に、引き上げる等の見直しを行った上、適用期限を 2 年延長します。

③中小企業における災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制上の措置

- 中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえ、サプライチェーンや地域の雇用等を支える中小企業者の事前対策の取組強化の観点から、中小企業等経営強化法の改正を前提とする事業継続力強化計画（仮称）に基づく防災・減災設備への投資について、特別償却ができる措置を講じます。

【事業継続力強化計画（仮称）の認定】

- ・主務大臣の定める中小企業者の事業継続力強化に関する「基本方針」に照らし適切なものであること
- ・事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること

（対象設備の例）

機械装置：自家発電機、排水ポンプ、制震・免震装置

器具備品：データバックアップシステム、衛星電話、照明器具

建物附属設備：貯水タンク、浄水装置、防火シャッター消火設備、排煙設備
など

【措置の内容】

対象設備	特別償却率
機械装置 器具備品 建物附属設備	20%

最低投資額	機械装置	： 100万円
	器具備品	： 30万円
	建物附属設備	： 60万円

（参考）都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

- ・地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講じます。

- ・具体的には、消費税率10%段階において、復元後の法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税とするとともに、その全額を都道府県に対し、特別法人事業譲与税として、人口を譲与基準（不交付団体に対する譲与制限あり）として譲与します。

4

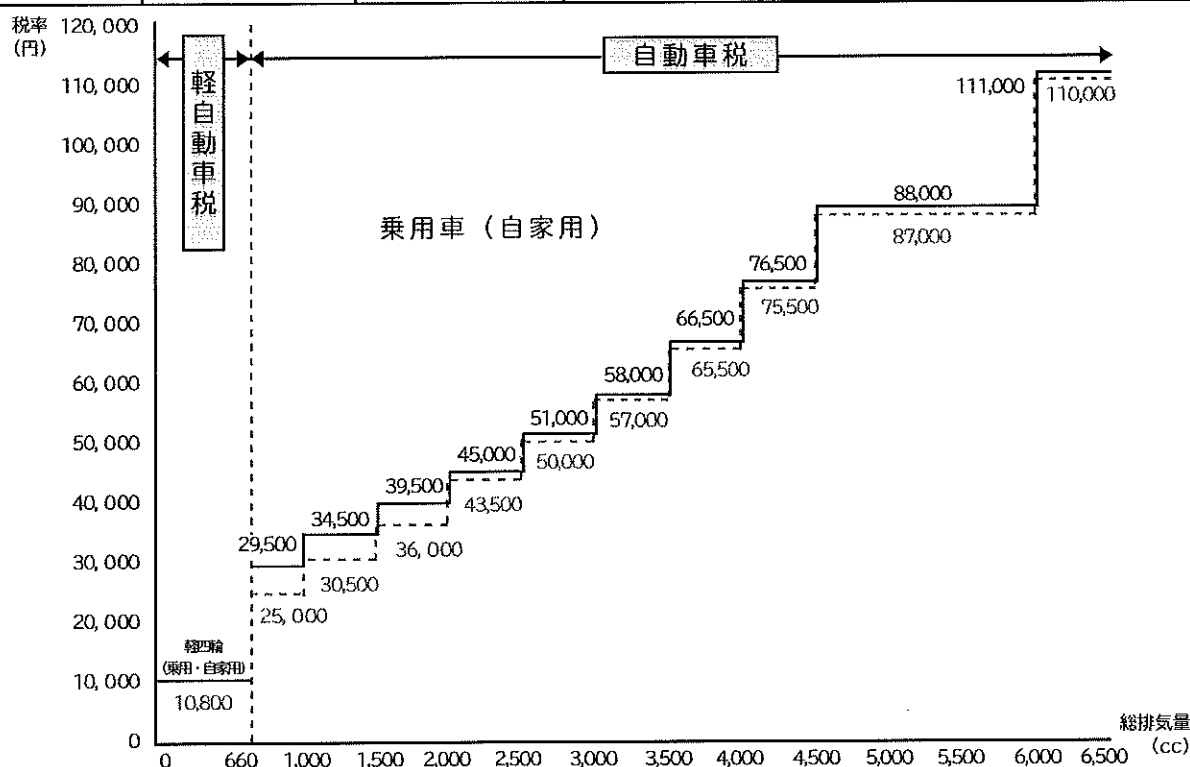
消費課税

(1) 車体課税等の見直し

①自動車税の税率引下げ（恒久減税）

消費税率引上げ後に購入した新車から、小型自動車を中心に、自家用乗用車（登録車）に係る自動車税の税率を恒久的に引き下げます。

税率区分	～1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500cc超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲ 4,500 円	▲ 4,000 円	▲ 3,500 円	▲ 1,500 円	▲ 1,000 円



(参考) 環境性能割の税率の適用区分の見直し

・環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率の適用区分を見直します。

(参考) グリーン化特例（軽課）の見直し

・環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定します。なお、消費税率引上げに配慮し、平成33年（2021年）4月1日以後に初回新規登録等を受けた自家用乗用車（登録車及び軽自動車）から適用します。

(参考) 地方財源の補てん

・自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分について、異例の措置として、以下の措置により全額国費で補てんします。

- ⇒ 自動車重量税のエコカー減税の見直し（次頁③参照）
- ⇒ 自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ
- ⇒ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

②需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

消費税率引上げに伴う対応として、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日から平成 32 年（2020 年）9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を 1 % 分軽減します。

③自動車重量税のエコカー減税の見直し

政策インセンティブ機能の強化の観点から、1 回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2 回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化します。

改正前

（平成 30 年（2018 年）5 月 1 日～31 年（2019 年）4 月 30 日）

	初回車検	2 回目車検
電気自動車等（注 1）	免税	免税
2020 年度燃費基準 +90% 達成	免税	免税
2020 年度燃費基準 +80% 達成	免税	免税
2020 年度燃費基準 +70% 達成	免税	免税
2020 年度燃費基準 +60% 達成	免税	免税
2020 年度燃費基準 +50% 達成	免税	免税
2020 年度燃費基準 +40% 達成	免税	
2020 年度燃費基準 +30% 達成	▲ 75% 軽減	
2020 年度燃費基準 +20% 達成	▲ 50% 軽減	
2020 年度燃費基準 +10% 達成	▲ 25% 軽減	
2015 年度燃費基準 +10% 達成	（本則）（注 2）	

改正後

（平成 31 年（2019 年）5 月 1 日～33 年（2021 年）4 月 30 日）

	初回車検	2 回目車検
電気自動車等（注 1）	免税	免税
2020 年度燃費基準 +90% 達成	免税	免税
2020 年度燃費基準 +80% 達成	免税	
2020 年度燃費基準 +70% 達成	免税	
2020 年度燃費基準 +60% 達成	免税	
2020 年度燃費基準 +50% 達成	免税	
2020 年度燃費基準 +40% 達成	免税	
2020 年度燃費基準 +30% 達成	▲ 50% 軽減	
2020 年度燃費基準 +20% 達成	▲ 25% 軽減	
2020 年度燃費基準 +10% 達成		
2015 年度燃費基準 +10% 達成		

（注 1）電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車。

（注 2）ガソリン車への配慮、円滑な基準の切替えの観点から、経過措置として、平成 30 年（2018 年）5 月 1 日～平成 31 年（2019 年）4 月 30 日の間は、2015 年度燃費基準 + 10% を達成しているガソリン車（ハイブリッド車、軽自動車除く。新車。）には本則税率を適用しています。

（注 3）ガソリン車及び石油ガス自動車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75% 低減車（☆☆☆☆）又は平成 30 年排出ガス基準 50% 低減車に限ります。

（参考）自動車取得税のエコカー減税の見直し

・環境インセンティブを強化する観点から、軽減割合等を見直しを行った上、平成 31 年（2019 年）9 月末まで延長します。

（2）外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し（臨時販売場制度の創設）

●地域のイベント等における特産品等の外国人旅行者への販売機会を増やし、外国人旅行消費額のより一層の拡大等を図るため、既に輸出物品販売場の許可を受けた事業者が、

① あらかじめ、臨時販売場の設置について所轄税務署長の承認を受け、

② 出店の前日までに、臨時販売場を設置する具体的な場所、期間等を税務署長に届け出ることにより、その臨時販売場を免税店とみなし免税販売できることとする「臨時販売場制度」を創設します。

（注 1）臨時販売場とは 7 月以内の期間を定めて設置される販売場をいいます。

（注 2）平成 31 年（2019 年）7 月 1 日から適用されます。

BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを踏まえた対応

国際的な課税逃れは、企業の公平な競争条件を損ない、納税者の信頼を揺るがす大きな問題です。この問題を解決するために立ち上げられた「BEPSプロジェクト」を、日本は主導してきました。

※ BEPS（Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転））プロジェクトとは、一部の多国籍企業による、各国の税制の違いや抜け穴を利用した課税逃れに対し、各国税制の調和を通じて対応するためにG20・OECDによって平成24年6月に立ち上げられたプロジェクトです。日本は、立上げから最終報告書の作成、合意実施の枠組作りに至るまで、OECD租税委員会の議長を務めるなど主導的役割を果たしてきました。平成27年10月には15の勧告をまとめた最終報告書が公表され、現在、合意事項の実施段階に入っており、日本を含めた各国において国内法の整備等が行われています。本プロジェクトへは、約130の国・地域が参加しています。

BEPSプロジェクトの合意事項等に沿って諸外国において対応が進んでいること等を踏まえ、課税逃れに対応する仕組みである「移転価格税制」及び「過大支払利子税制」について見直しを行います。

※ 移転価格税制とは、海外の関連企業との間の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が、通常の取引価格（独立企業間価格）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度をいいます。

※ 過大支払利子税制とは、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止するため、純支払利子等の額のうち調整所得金額の一定割合を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする制度をいいます。

①移転価格税制の見直し

移転価格税制について、OECD移転価格ガイドラインの改訂内容等を踏まえ、独立企業間価格の算定方法としてディスカウント・キャッシュ・フロー法を加えるとともに、評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置を導入します。

（注）平成32年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び平成33年（2021年）分以後の所得税について適用されます。

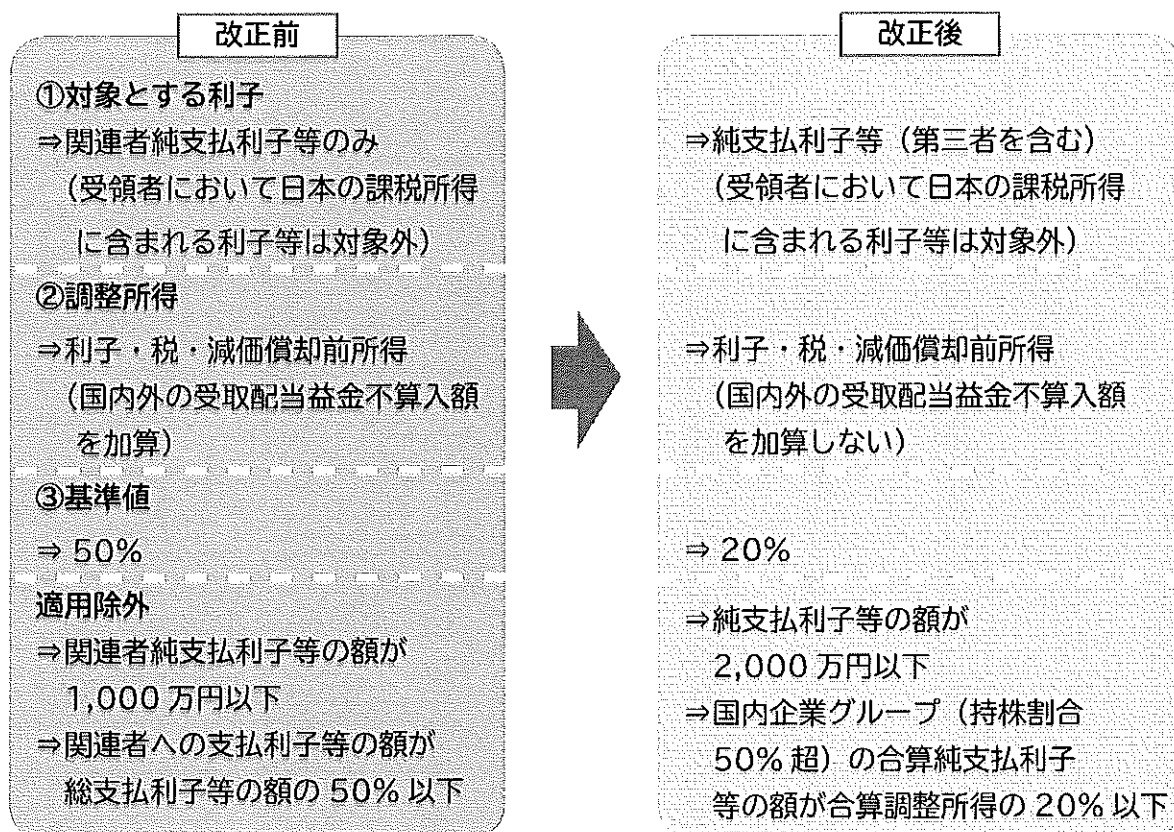
※ 評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置について

- ・ 予測キャッシュ・フロー等の額を基礎として独立企業間価格を算定するものであること等の要件を満たす評価困難な無形資産取引について、予測と実際の結果が相違した場合には、税務当局が実際の結果（及び相違の原因となった事由の発生可能性）を勘案して当初の価格を再評価できるようにします（但し、再評価後の価格が当初の価格の20%を超えて相違した場合のみ）。
- ・ 但し、予測と結果が相違する原因となった事由が、取引時点で予測困難であったこと（災害等）、又は、取引時点においてその事由の発生可能性を適切に勘案して当初の価格を算定していたことを納税者が証明した場合等においては、上記の再評価は行われません。

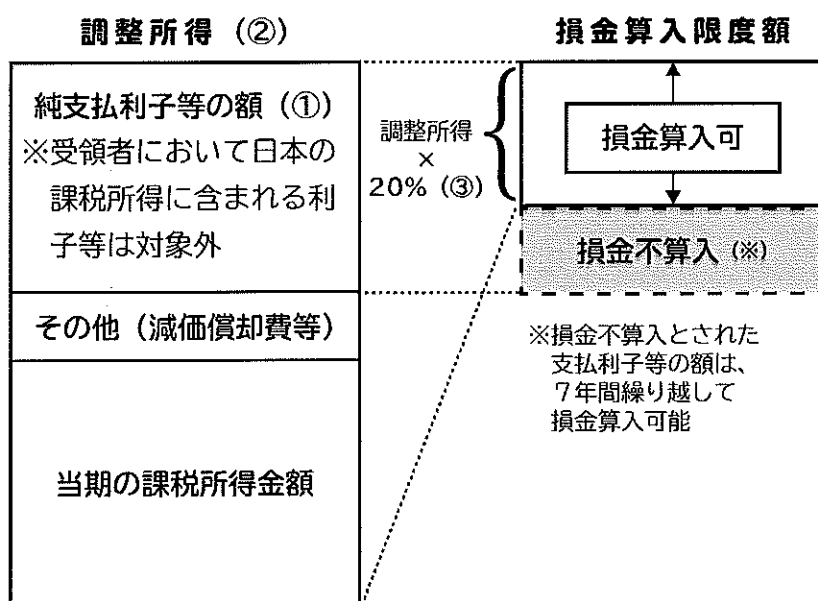
②過大支払利子税制の見直し

過大支払利子税制について、利子の損金算入限度額の算定方法の見直し等により、税源浸食リスクに応じて利子の損金算入制限を強化します。

(注) 平成 32 年 (2020 年) 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用します。



過大支払利子税制の概要 (改正後)



6

納税環境整備

(1) 金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除の見直し

●金地金等に係る取引の適正化を図り、より一層の密輸抑止を進める観点から、以下の見直しを行います。

- ① 密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除を認めないこととします。
- ② 金地金等に係る仕入税額控除について、現行の帳簿に加え、「本人確認書類の写し※」の保存を要件とします。

(※) 本人確認書類 個人：免許証、パスポート等 法人：登記事項証明書等

(注) ①については平成 31 年(2019 年) 4 月 1 日から、②については平成 31 年(2019 年) 10 月 1 日から適用されます。

(2) 経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備(情報照会手続の整備)

- ① 事業者等への協力要請

現行実務上行われている事業者等に対する任意の照会について税法上明確化します。

- ② 事業者等への報告の求め

高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、事業者等に対する情報照会を行うことができることとします。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を必要最小限の範囲に限定するとともに、相手方となる事業者等が不服申立てを行うことも可能とします。

【照会できる場合】

以下のような場合(いずれも他の方法による照会情報の収集が困難である場合に限り、)に限定します。

- ① 多額の所得(年間 1,000 万円超)を生じうる特定の取引の税務調査の結果、半数以上で当該所得等について申告漏れが認められた場合
- ② 特定の取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合
- ③ 不合理な取引形態により違法行為を推認させる場合

【照会情報】

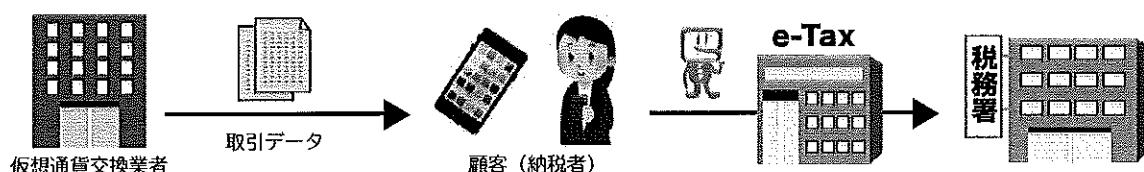
「氏名、(保有している場合には)住所・番号(個人/法人)」に限定します。

(注) 平成 32 年(2020 年) 1 月 1 日から適用されます。

(参考) 利便性の高い納税環境の整備

仮想通貨取引など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正な課税を確保するため、上記の制度改正のほか、納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備します。

(例) 仮想通貨交換業者が取引データを顧客(納税者)に提供。⇒納税者は専用アプリや国税庁が提供する様式等を活用して簡便に電子申告。



(3) 電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の見直し

●適正性を担保しつつ、利便性向上を図る観点から、以下の見直しを行います。

- ① 新たに業務を開始した個人の電子帳簿保存等の承認申請書の提出期限を柔軟化します。
(改正前：帳簿備付日の3月前が期限⇒改正後：業務を開始した日から2月以内が期限)
- ② 一定の公益社団法人が認証したソフトウェアを使用する場合には、電子帳簿保存等の承認申請手続を簡素化します。
- ③ 承認以前に作成・受領をした領収書等について、所轄税務署長への届出書の提出等の一定の要件の下、書類の種類ごとに一度に限りスキャナ保存を行うことができることとします。

(注) 平成31年(2019年)9月30日から適用されます。

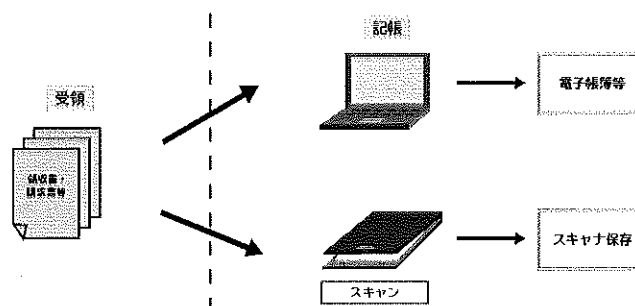
(参考) 現行の電子帳簿保存及びスキャナ保存制度について

●電子帳簿保存制度の概要

帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、電磁的記録による保存等が可能です。

●スキャナ保存制度の概要

決算関係書類を除く国税関係書類(取引の相手方から受領した領収書・請求書等)については、税務署長の承認を受ければ、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、その書類の保存に代えることが可能です。



(参考) 消費税の軽減税率制度

平成31年(2019年)10月1日から、消費税(地方消費税を含む)の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ(経費)がある課税事業者の方

仕入れ(経費)について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に関するお問合せ先

○ 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

1. 消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)

【専用ダイヤル】0570-030-456

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

2. 電話相談センター

最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、電話相談センターにつながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)でご案内しています。

○ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

○ 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「▶その他のバナー一覧」をクリック

消費税軽減税率制度

↑こちらをクリック

QRコードから
又は 特設サイトへ

→



熊 谷 支 部
例 会 研 修

平成31年度税制改正
(第2分冊)

埼玉県税理士講師団
関東信越税理士会本庄支部

講 師 松 本 純 一

目 次

I 個人所得課税

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設	1
(2) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の拡充・延長	2
(3) NISAの拡充、民法改正の対応	2
(4) ふるさと納税制度の見直し	3
(5) 配偶者に係る控除の見直し	3
(6) スtockオプション税制の拡充	4

II 資産課税

(1) 個人事業者の事業承継税制の特例の創設	4
(2) 特例事業用宅地に係る小規模宅地等についての相続税の特例の見直し	6
(3) 民法改正に伴う対応	6

III 法人課税

(1) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し	7
(2) 特別試験研究費に係る税額控除制度の見直し	8
(3) 中堅・中小企業の支援(期限延長及び見直し)	9
(4) 仮想通貨の評価方法等	10

参考 平成31年より適用される過年度税制改正	11
------------------------------	----

I 個人所得課税

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

個人が、住宅の取得等(その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等に限る。)をして、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例を創設する。

この特例は、適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額を、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額として、住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除の適用ができることとする。

① 一般の住宅(下記②の住宅以外の住宅)の場合

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

イ 住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1%

ロ [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等](4,000万円を限度)×2%÷3

② 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

イ 住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1%

ロ [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等](5,000万円を限度)×2%÷3

③ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の対象となる再建住宅の場合

次に掲げる金額のいずれか少ない金額

イ 住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1.2%

ロ [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等](5,000万円を限度)×2%÷3

(注1) 適用年の1年目から10年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除については、現行の制度と同様の金額を控除できることとする。

(注2) 上記の「住宅の取得等」とは、居住用家屋の新築若しくは居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等をいうものとし、上記①ロ、②ロ及び③ロの「住宅の取得等の対価の額又は費用の額」は、次のとおりとする。

(イ) その住宅の取得等をした居住用家屋等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、その居住用家屋等の床面積のうちにその居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額とする。

(ロ) その住宅の取得等に関し、補助金等の交付を受ける場合又は直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税等の適用を受ける場合であっても、その補助金等の額又はその適用を受けた住宅取得等資金の額を控除しないこととする。

(注3) その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。

この改正は、消費税率10%への引上げを前提として令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用する。

1年目～10年目(現行と同様)	11年目～13年目
消費税増税分の控除	

(2) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の拡充・延長

空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、老人ホーム等に入所をしたことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその家屋の敷地の用に供されていた土地等は、次に掲げる要件その他一定の要件を満たす場合に限り、相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例を適用するほか所要の整備を行った上、その適用期限を4年延長する。

- ① 被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続開始の直前まで老人ホーム等に入所をしていたこと。
- ② 被相続人が老人ホーム等に入所をした時から相続の開始の直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと。

この改正は、平成31年4月1日以後に行う被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用する。

(3) NISAの拡充、民法改正の対応

- ① 非課税口座を開設している居住者等が一時的な出国により居住者等に該当しないこととなる場合の特例措置を次のとおり講ずる。

イ その居住者等がその出国の日の前日までにその非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、その者に係る給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をする旨、引き続き非課税措置の適用を受けようとする旨、帰国をした後再びその非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行う旨その他の事項を記載した届出書(以下「継続適用届出書」という。)の提出をしたときは、その出国の時から、その者がその金融商品取引業者等の営業所の長に、帰国をした年月日、その非課税口座において再び非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨その他の事項を記載した届出書(以下「帰国届出書」とい

う。)の提出をする日とその継続適用届出書の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日とのいずれか早い日までの間は、その者を居住者等に該当する者とみなして、本措置を引き続き適用する。

この場合において、その帰国届出書の提出をする日までは、その非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等を受け入れることができないこととする。

ロ 継続適用届出書の提出をした者がその提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までにその金融商品取引業者等の営業所の長に帰国届出書の提出をしなかった場合には、同日においてその者がその金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書を提出したものとみなす。

ハ その出国につき、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象となる者は、継続適用届出書の提出をすることができないこととする。

② 居住者等が非課税口座(NISA)を開設することができる年齢要件をその年1月1日において18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げる。

また、居住者等が未成年者口座(ジュニアNISA)の開設並びに非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定をすることができる年齢要件をその年1月1日において18歳未満(現行:20歳未満)に引き下げる。

上記②の改正は、令和5年1月1日以後に設けられる非課税口座又は未成年者口座等について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

(4) ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方公共団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象から除くことができるように、個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除について見直しを行う。

① 返礼品の返礼割合を3割以下とすること

② 返礼品を地場産品とすること

この改正は、令和元年6月1日以後に支出された寄附金について適用する。

(5) 配偶者に係る控除の見直し

① 給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととする。

② 居住者の配偶者が、公的年金等の源泉徴収において源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受け、かつ、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用を受ける場合等には、その居住者は、確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることができないこととする等の所定の措置を講ずる。

この改正は、令和2年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに令和2年分以後の所得税について適用する。

(6) スtockオプション税制の拡充

中小企業等経営強化法の改正を前提に、特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(ストックオプション税制)について次の措置を講ずる。

- ① 適用対象者の範囲に、中小企業等経営強化法に規定する認定新規中小企業者等(仮称)が同法の認定を受けた同法に規定する新事業分野開拓計画(仮称)に従って活用する取締役及び使用人等以外の者(その新事業分野開拓計画(仮称)の実施期間の開始の日から新株予約権の行使までの間、居住者であること等の要件を満たす者に限る。以下「特定事業者」という。)を加える。
- ② 特定事業者が本特例の適用を受けて取得をした株式を相続等により取得をした個人は、承継特例適用者に該当しないこととする。
- ③ 特定事業者が、本特例の適用を受けて取得をした株式の譲渡等をするまでに国外転出をする場合には、その国外転出の時にその株式に係る新株予約権の行使の日におけるその株式の価額に相当する金額によりその株式の譲渡があったものとみなして、所得税を課する。

(注) 特定事業者の相続人は、本特例の適用はできないこととする。

II 資産課税

(1) 個人事業者の事業承継税制の特例(事業用資産に係る納税猶予制度)の創設

平成30年度税制改正における法人の事業承継税制に続き、個人事業者についても、高齢化が急速に進展する中で、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、個人事業者の事業承継を促進するための相続税・贈与税の新たな納税猶予制度を創設する。

① 相続税

イ 認定相続人が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予する。

(注1) 認定相続人とは、承認計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいう。

(注2) 「特定事業用資産」とは、被相続人の事業(不動産貸付事業等を除く。以下同じ。)の用に供されていた土地(面積400㎡を限度)、建物(床面積800㎡を限度)及び建物以外の減価償却資産(固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限る。)で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいう。

(注3) 「承認計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に都道府県に提出されたものをいう。

ロ 猶予税額の計算方法は、法人版事業承継税制と同様とする。

ハ 猶予税額の免除

(イ) 全額免除

次の場合には、猶予税額の全額を免除する。

- a 認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合
- b 認定相続人が、一定の身体障害等に該当した場合
- c 認定相続人について破産手続開始の決定があった場合
- d 相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度の適用を受ける場合

(ロ) 一部免除

次の場合には、法人版事業承継税制に準じて、猶予税額の一部を免除する。

- a 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合
- b 民事再生計画の認可決定等があった場合
- c 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合（法人版事業承継税制に準じた要件とする。）
において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をするとき

なお、上記(イ)c又は(ロ)bの場合には、過去5年間に認定相続人の青色事業専従者に支払われた給与等で必要経費として認められない額は免除しない。

ニ 猶予税額の納付

(イ) 認定相続人が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付する。

(ロ) 認定相続人が、特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付する。

ホ その他

(イ) 被相続人は相続開始前において、認定相続人は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けていなければならない。

(ロ) 認定相続人は、相続税の申告期限から3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。

(ハ) この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等について小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができない。

② 贈与税

イ 認定受贈者{18歳(令和4年3月31日までの贈与については、20歳)以上である者に限る。以下同じ。}が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予する。

ロ 認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができる。

ハ 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予制度と同様とする。

内容	相続税	贈与税
対象資産	上記(注2)参照	上記(注2)参照
納税猶予税額	相続税の対象部分の全額	贈与税の対象部分の全額
被相続人・贈与者の要件	青色申告の承認を受けている	青色申告の承認を受けている
認定相続人・認定受贈者	承継計画に記載された後継者であって、経営承継円滑化法による認定を受けたもの	承継計画に記載された後継者であって、経営承継円滑化法による認定を受けたもの
継続届出書	3年ごと	3年ごと
承認計画の提出期限	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

上記①、②の改正は、平成31年1月1日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

(2) 特例事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等(その宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、その宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く。)を除外する。

この改正は、平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用する。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については、適用しない。

(3) 民法改正に伴う対応

年齢要件	改正前	改正後
所得税のNISA開設等	非課税口座開設 20歳以上	非課税口座開設 18歳以上
所得税のジュニアNISA開設等	非課税口座開設等 20歳未満	非課税口座開設等 18歳未満
相続税の未成年者控除	法定相続人が20歳未満	法定相続人が18歳未満
贈与税の相続時精算課税制度	受贈者の年齢が20歳以上	受贈者の年齢が18歳以上
贈与税の相続時精算課税適用者の特例	受贈者の年齢が20歳以上	受贈者の年齢が18歳以上
直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例	受贈者の年齢が20歳以上	受贈者の年齢が18歳以上
非上場株式に係る贈与税の納税猶予制度(特例制度も同様)	受贈者の年齢が20歳以上	受贈者の年齢が18歳以上

この改正は、令和4年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税、令和5年1月1日以後に開設される非課税口座又は未成年者口座について適用する。

Ⅲ 法人課税

(1) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

試験研究を行った場合の税額控除制度(研究開発税制)について、次の見直しを行う(次の①の控除税額の上限の見直しを除き、所得税も同様とする。)。

① 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率を次のとおり見直した上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限を当期の法人税額の40%(現行:25%)に引き上げる。

イ 増減試験研究費割合が8%超

$$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$$

ロ 増減試験研究費割合が8%以下

$$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$$

(注1) 上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの(大法人の子会社等を除く。)をいう。

(注2) 上記イについては、10%を上限とする(現行と同じ。)。

(注3) 上記ロについては、6%を下限とする(現行と同じ。)。

② 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例について、次のとおり改組した上、その適用期限を2年延長する。

イ 試験研究費の総額に係る税額控除制度における控除税額の上限(当期の法人税額の25%又は40%)に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合(10%を上限とする。)を乗じて計算した金額を上乗せする(現行と同じ。)。

ロ 試験研究費の総額に係る税額控除制度における税額控除率を、上記①イ及びロ並びに(注3)により算出した率に、その算出した率に控除割増率を乗じて計算した率を加算した率とする(小数点以下3位未満の端数は切捨て)。

(注) 上記の「控除割増率」とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.5を乗じた割合(10%を上限とする。)をいう。

③ 試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率(上記①及び②ロ)の上限を14%(原則:10%)とする特例の適用期限を2年延長する。

④ 中小企業技術基盤強化税制について、増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例に見直した上、その適用期限を2年延長する。また、上記②ロと同様に、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に税額控除率を割り増す措置を講ずる。

⑤ 上記②の改正に伴い、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度を廃止する。

(2) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う(所得税も同様とする。)

① 対象となる特別試験研究費の額に、次の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額を加え、その税額控除率を下記③を除き20%とする。

イ 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。

ロ 委託に係る委任契約等(契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいう。)において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。

ハ 次のいずれかを満たすこと。

(イ) 委託して行う試験研究が委託法人の基礎研究又は応用研究であること。

(ロ) 委託して行う試験研究が受託者の知的財産権等を利用するものであること。

(注) 上記の「知的財産権等」とは、知的財産権、これに準ずるノウハウ(第三者との契約により受託者が権利を有することが明らかなものに限る。)その他これらを活用した機械その他の減価償却資産をいう。

ニ 委託に係る委任契約等において、その委託に係る試験研究が委託法人の工業化研究に該当するものでない旨又は受託者の知的財産権等を利用するものである旨その他一定の事項が定められていること。

② 特別試験研究費の対象となる国の指定を受けた医薬品等に関する試験研究について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正を前提に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所からの助成金の交付を受けて行う特定用途医薬品等に関する試験研究を加えるとともに、その助成金の交付を受ける法人の常時使用従業員数が1,000人以下であることとの要件を設ける。

(注) 上記の「特定用途医薬品等」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特定用途医薬品、特定用途医療機器及び特定用途再生医療等製品のうち、その用途に係る対象者の数が本邦において5万人未満であるものをいう。

③ 研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への上記①の委託研究に係る税額控除率を25%とする。

(注) 上記の「研究開発型ベンチャー企業」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいう。

- ④ 控除税額の上限を当期の法人税額の10%(現行:5%)に引き上げる。
- ⑤ 特別試験研究費のうち大学等との共同研究に係る費用について、研究開発のプロジェクトマネジメント業務等を担う者の人件費の適用を明確化する。

(3) 中堅・中小企業の支援(期限延長及び見直し)

- ① 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。
- ② 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)
- ③ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業経営強化税制)について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)
- ④ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることを適用要件に加えた上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に取得等をする経営改善設備について適用する。なお、同日前に交付を受けた経営改善指導助言書類に係る経営改善設備のうち同年9月30日までに取得等をしたものについては、上記の確認を受けることを不要とする経過措置を講ずる。

- ⑤ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(地域未来投資促進税制)について、関係法令の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)

イ 承認地域経済牽引事業について主務大臣の確認を受ける事業年度の前事業年度の付加価値額がその確認を受ける事業年度の前々事業年度の付加価値額より8%以上増加していることとの要件を満たす場合には、その承認地域経済牽引事業の用に供した機械装置及び器具備品について、特別償却率を50%(現行:40%)に、税額控除率を5%(現行:4%)にそれぞれ引き上げる。

ロ 適用投資額の上限を80億円(現行:100億円)に引き下げる。

ハ その他一定の要件を満たすものであること。

- ⑥ 中小企業向けの各租税特別措置等におけるみなし大企業の範囲について、次の見直しを行う。

みなし大企業の判定において、大規模法人に次の法人を加えるとともに、その判定対象となる法人の発行済株式又は出資からその有する自己の株式又は出資を除外する。

イ 大法人の100%子法人

ロ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

(注) 上記の「大法人」とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上である法人、相互会社若しくは外国相互会社(常時使用従業員数が1,000人超のものに限る。)又は受託法人をいう。

(4) 仮想通貨の評価方法等

法人税法における仮想通貨の評価方法等について、次のとおり時価法を導入する等の措置を講ずる。

- ① 法人が事業年度末に有する仮想通貨のうち、活発な市場が存在する仮想通貨については、時価評価により評価損益を計上する。
- ② 法人が仮想通貨の譲渡をした場合の譲渡損益については、その譲渡に係る契約をした日の属する事業年度に計上する。
- ③ 仮想通貨の譲渡に係る原価の額を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の算出方法を移動平均法又は総平均法による原価法とし、法定算出方法を移動平均法による原価法とする。
- ④ 法人が事業年度末に有する未決済の仮想通貨の信用取引等については、事業年度末に決済したものとみなして計算した損益相当額を計上する。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成31年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。なお、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、会計上仮想通貨につき時価評価していない場合には、上記①及び④を適用しないことができる経過措置を講ずる。

参考 平成31年より適用される過年度税制改正

I 個人所得課税

(1) 平成29年度税制改正

NISAのロールオーバー時の上限撤廃(平成31年1月1日より初回適用)

…NISA及びジュニアNISAについてロールオーバーの上限(NISA 120万円、ジュニアNISA 80万円)が撤廃されました。

II 資産課税

特になし

III 法人課税

(1) 平成29年度税制改正

中小企業向け租税特別措置の適用要件の見直し(平成31年4月1日以後開始事業年度より適用)

…中小企業向けの措置法規定の適用要件に課税所得(過去3年間の平均)が15億円以下の要件を付け加えます。これにより適用が受けられなくなる可能性がある主な規定は以下の通りです。

① 軽減税率

② 少額減価償却資産の損金算入の特例

③ 所得拡大税制の上乗せ措置

④ 中小企業投資促進税制

⑤ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

なお、法人税法本法に定める中小企業向けの特例については上記の要件は追加されません。

IV 消費課税

(1) 平成24年度税制抜本改革法

消費税率10%へ引き上げ(令和元年10月1日より適用)

(2) 平成28年度税制改正

消費税率10%への引き上げに伴う軽減税率制度の創設(令和元年10月1日より適用)

…酒類・外食を除く飲食料品及び週2回以上発行される新聞の定期購読料を対象に消費税の軽減税率制度(軽減税率 8%)を導入します。

(3) 平成30年度税制改正

国際観光旅客税の創設(平成31年1月7日以後の出国に適用)

…出国1回につき1,000円の負担を求める国際観光旅客税を創設します。

V 国際課税

(1) 平成30年度税制改正

恒久的施設 (PE) 関連規定の見直し (平成31年1月1日以後開始事業年度より適用)

…日本に進出する外国企業等の事業利益に対する課税の有無を決める恒久的施設 (PE) の範囲について見直しました。

VI 納税環境整備・その他

(1) 平成30年度税制改正

地方税における共通電子納税システム (共同収納) の導入 (令和元年10月1日以後導入)

…複数の地方公共団体への納税が一度の手続きで可能となる、eLTAXを活用した共通電子納税システムを導入します。

定期保険等の税務取扱に関するお知らせ

2019年6月、国税庁は「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）を一部改正しました。改正内容や改正後の経理処理方法などをお知らせします。

なお、本改正内容は、契約日が2019年7月8日以後の契約にかかる保険料について適用されます。
※契約日が2019年7月7日以前の契約には遡及して適用されず、従来の税務取扱が適用されます。

1. 税務取扱見直しの内容

（1）対象となる保険商品

以下に該当する場合には、新たな税務取扱が適用されます。

- ・ 契約形態 : 法人契約（被保険者：役員または従業員）、個人事業主契約（被保険者：従業員）
- ・ 保険期間 : 3年以上
- ・ 保険種類 : 定期保険・第三分野保険（※）

かつ、支払保険料が給与とにならないもの（受取人が法人の契約など）

（※）通達の対象となる保険商品に第三分野保険（保険期間が終身の契約を含む）が加わります。

（2）適用時期

契約日が2019年7月8日以後の契約にかかる保険料について適用されます。

※契約日が2019年7月7日以前の契約には遡及して適用されず、従来の税務取扱が適用されます。

（3）見直しの内容

最高解約返戻率に応じて、経理処理の取扱が以下のとおりとなります。

最高解約返戻率	経理処理の取扱
50%以下の場合 （解約払戻金がない契約を含む）	契約年齢や保険期間の長さによらず、 全額損金算入 可能です。
50%超 85%以下の場合	P 2の（A）をご確認ください。
85%超の場合	P 3の（B）をご確認ください。

2. 税務取扱見直し後の経理処理方法

(A) 最高解約返戻率が50%超85%以下の場合

① 最高解約返戻率が50%超70%以下の場合

- ・資産計上期間（保険期間の当初4割期間）は保険料の「4割を資産計上し、6割を損金算入」します。
- ・保険期間の当初7.5割期間経過後から「資産計上額を取崩」します。
- ・資産計上期間と取崩期間の間は、保険料の全額を損金算入します（資産計上額を取崩しはありません）。

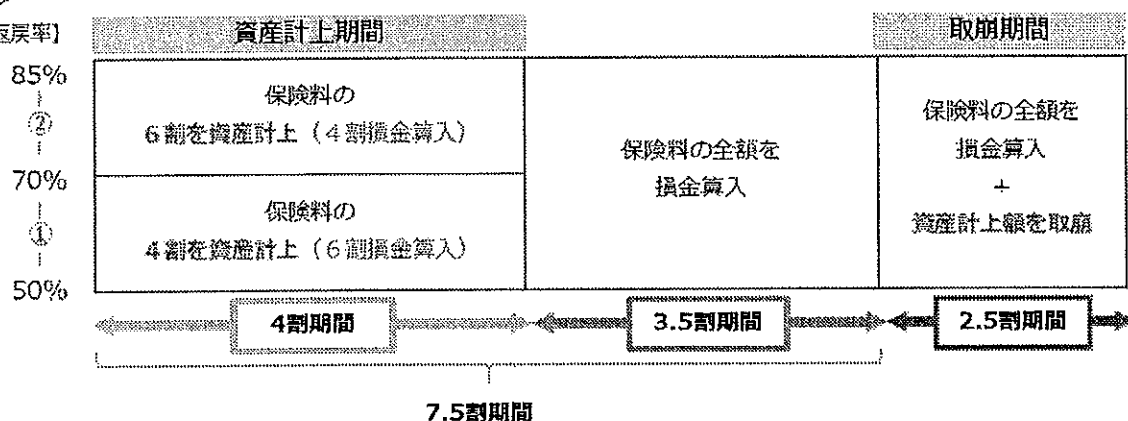
※被保険者一人あたりの年換算保険料相当額（保険期間中の保険料の総額÷保険期間の年数）が30万円以下であれば、一定要件のもと全期間を通じて全額を損金算入することが可能です。

② 最高解約返戻率が70%超85%以下の場合

- ・資産計上期間（保険期間の当初4割期間）は保険料の「6割を資産計上し、4割を損金算入」します。
- ・保険期間の当初7.5割期間経過後から「資産計上額を取崩」します。
- ・資産計上期間と取崩期間の間は、保険料の全額を損金算入します（資産計上額を取崩しはありません）。

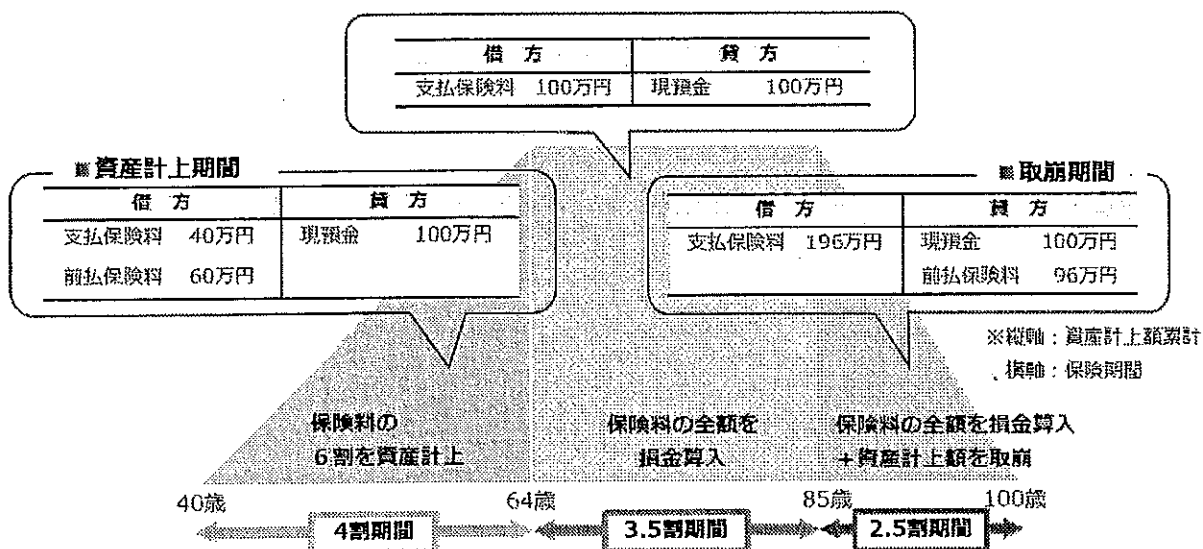
<イメージ図>

〔最高解約返戻率〕



<「資産計上額累計の推移」イメージと経理処理例>

〔例〕40歳契約/100歳満期/年払保険料100万円/最高解約返戻率85%の場合



(B) 最高解約返戻率が85%超の場合

- ・保険期間の当初10年間は保険料の「最高解約返戻率×9割」、それ以降は保険料の「最高解約返戻率×7割」を資産計上します（当期分支払保険料の額に相当する額が限度となります）。
- ・解約払戻金額が最も高くなる時期から「資産計上額を取崩」します。
- ・資産計上期間と取崩期間の間は、全額損金します（資産計上額の取崩しはありません）。

「最高解約返戻率が85%超の場合」の資産計上期間

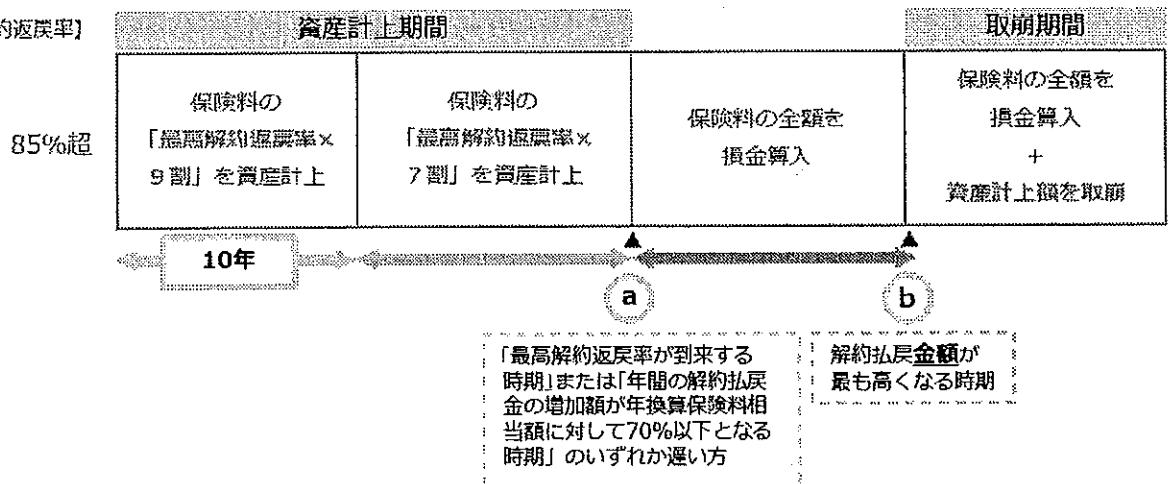
「最高解約返戻率が到来する時期」または「年間の解約払戻金の増加額が年換算保険料相当額に対して70%以下になる時期」のいずれか遅い方

$$(\text{当年の契約応当日の解約払戻金} - \text{前年の契約応当日の解約払戻金}) \div \text{年換算保険料相当額} \leq 70\%$$

※ただし、資産計上期間が5年未満の場合は「5年間」になります（なお、保険期間が10年未満の場合は「保険期間の半分の期間」になります）。
この場合、資産計上期間経過後から資産計上額を取崩します。

<イメージ図>

【最高解約返戻率】



<「資産計上累計額の推移」イメージと経理処理例>

【例】40歳契約／100歳満期／年払保険料100万円／最高解約返戻率90%の場合

■資産計上期間

借方	貸方
支払保険料 37万円	現預金 100万円
前払保険料 63万円	

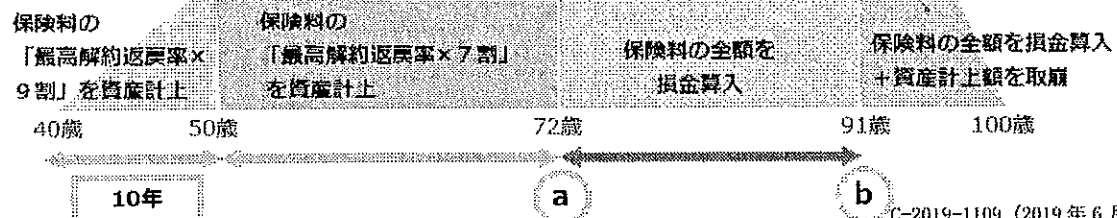
借方	貸方
支払保険料 100万円	現預金 100万円

■取崩期間

借方	貸方
支払保険料 344万円	現預金 100万円
前払保険料 244万円	

■資産計上期間

借方	貸方
支払保険料 19万円	現預金 100万円
前払保険料 81万円	



※縦軸：資産計上額累計
横軸：保険期間

3. 経理処理に関する当社の取組み

○大同生命では、中小企業のお客さまの正しい経理処理を支援するため、税務取扱見直し後の契約の経理処理に必要な情報をさまざまな方法でご案内します。

>> ご加入時

ご加入の際にお渡しする『設計書【契約概要】』で、具体的な経理処理をご案内します。

>> 各種内容変更時

手続き完了時にお届けする『完了通知』で、経理処理に必要な情報をご案内します。

>> 決算時

お客さまの決算月の翌月中旬に、ご加入契約の保険料などの経理処理をご案内する『経理処理案内サービス』をお届けしています。決算時の参考資料としてご活用いただけるため、煩雑な経理処理も安心です。

(イメージ)

Daido		経理処理案内サービス			
契約者 : 大同生命保険 株式会社 様					
■ 「主契約の最高解約返戻率」欄は、主契約の経理処理に最高解約返戻率が必要な契約にのみ記載しています。 ※上記以外の契約は「―」で記載しています。 ■ 「その他情報」欄には、保険種類・払込方法などとともに契約ごとの確認事項を番号で記載しています。 各番号の詳細は「確認事項」を必ずご確認ください。					
計算期間: 2018年(平成30年) 7月 1日～ 2019年(令和 1年) 6月30日					
2. 契約ごとの仕訳金額					
保険証券番号 契約日 被保険者 主契約の 最高解約返戻率	保険料・契約者配当金の仕訳[事業年度]		資産計上額累計 [事業年度末時点]		その他情報
	借方	貸方			
999-999999-0 2019年7月1日 (令和1年) 大同 太郎 様 90.195	支払保険料 Z, ZZZ, ZZZ9 円 前払保険料 Z, ZZZ, ZZZ9 円	現預金 Z, ZZZ, ZZZ9 円	前払保険料 Z, ZZZ, ZZZ9 円		・定期 ・月払/全期払込 ・無配当 ・生命保険料 [ZZZ, ZZZ9 円] ・損害保険料 [ZZZ, ZZZ9 円]
999-999999-0	支払保険料 Z, ZZZ, ZZZ9 円	現預金 Z, ZZZ, ZZZ9 円	前払金 Z, ZZZ, ZZZ9 円		・定期

- **経理処理案内サービス** は、決算時などの参考資料として保険料・契約者配当金に関する経理処理を案内しています。ご利用にあたっては、必ず顧問税理士または所轄税務署にご確認、ご相談ください。

引受保険会社

Daido 大同生命保険株式会社

本社(大阪)〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
 (東京)〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
<https://www.daido-life.co.jp/>

C-2019-1109 (2019年6月28日) 1/2